

# 審 査 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：運転免許を返納した者からの他の免許を受けたい旨の申出が、青森県警察本部交通部運転免許課長を経由して青森県公安委員会に対して行われた場合は当該申請の当日中、警察署長を経由して青森県公安委員会に対して行われた場合は14日間
申 請 先：青森県警察本部交通部運転免許課、弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許試験場、五所川原警察署、十和田警察署及び三沢警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 免許係（電話017-782-0081）又は申請先警察署
備 考：